

関税法等の第13問3の解説について、下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

**第13問（課税価格の計算方法）P.66**

第13問 次の記述は、課税価格の計算方法に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。  
すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 3 買手による輸入貨物の使用によって得られる賃貸料で直接に売手に帰属するよう取り決めたものについては、当該賃貸料の額が明らかなきであっても、当該賃貸料の額は当該輸入貨物の課税価格に算入されないこととされている。

**（解説）** P.119

**【誤】**

**（誤＝2、3）**

- 3 買手による輸入貨物の使用によって得られる賃貸料で直接又は間接に売手に帰属するものについて、当該賃貸料の額が明らかなきときは、課税価格には算入されない《関税定率法第4条第1項第5号、同法基本通達4-14》。

なお、売手に帰属する賃貸料の額が明らかでない場合には、関税定率法第4条の2から第4条の4の規定により課税価格を決定する《関税定率法第4条第2項第3号》。

**【正】**

**（誤＝2、3）**

- 3 買手による輸入貨物の使用によって得られる賃貸料で直接又は間接に売手に帰属するものについて、当該賃貸料の額が明らかなきときは、課税価格に算入される《関税定率法第4条第1項第5号、同法基本通達4-14》。

なお、売手に帰属する賃貸料の額が明らかでない場合には、関税定率法第4条の2から第4条の4の規定により課税価格を決定する《関税定率法第4条第2項第3号》。